

公益社団法人日本図書館協会 活動部会総会及び役員の会議等開催における決議の特例規程(新型コロナウィルス感染症対応)

2020(令和2)年4月15日理事会承認

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本図書館協会定款第50条第1項により設置され、活動部会通則規程第8条及び各活動部会規程に規定する部会総会及び幹事会を含めた部会役員の会議（以下「部会総会等」という）について、新型コロナウィルス感染症への対応のため、特例を設け、部会総会等の開催に代わる方法を定めて、活動部会の活動の円滑化を図ることを目的とする。

(対象とする部会)

第2条 対象とする部会は、次の6部会とする。

- (1) 公共図書館部会
- (2) 大学図書館部会
- (3) 短期大学・高等専門学校図書館部会
- (4) 学校図書館部会
- (5) 専門図書館部会
- (6) 図書館情報学教育部会

(規程の有効期間)

第3条 この規程で定める特例の有効期間は、新型コロナウィルス感染症によりそれぞれの部会総会等の開催が困難な期間とし、この規程の施行の日から、概ね2020(令和2)年内とする。

2 理事長は、新型コロナウィルス感染症の蔓延状況により、前項の期間を延長し、又は短縮することができる。延長又は短縮する際、理事長は各活動部会長に連絡し、直後の理事会に報告する。

(部会総会等)

第4条 部会長は部会総会等の開催が困難であると判断したときは、書面又は電磁的方法により部会総会等に代えることができる。その場合、部会長は、本規程に基づき書面又は電磁的方法により部会総会等を開催することを構成員に伝え、また、審議事項と表決期限等の必要事項を伝えなければならない。ただし、この方法によりがたい場合は、それぞれの部会で検討し、部会員へ周知する方法を決定することができる。

(部会総会等の表決)

第5条 部会長があらかじめ書面又は電磁的方法により通知した事項に対する、部会の構成員による書面又は電磁的方法による表決への参加を以て、部会総会等への出席とみなす。公共図書館部会を除き、定足数は各部会の規程に準ずる。

第6条 議題の提案及び表決については、公共図書館部会を除き、各部会の規程に準ずる。

(公共図書館部会の特例)

第7条 公共図書館部会総会の議決は、今回の特例措置に限り、公共図書館部会規程

第4条第5項の規定にかかわらず、他の部会の成立要件を勘案し、その構成員の10分の1の人数の意思表示をもって成立し、その決議は部会総会成立構成員の過半数をもって行う。

(改廃手続き)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

1 この規程は、2020(令和2)年4月15日から施行する。